

越知町告示第9号

越知町イメージキャラクターの使用に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月10日

越知町長 小田 保行

越知町イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町を広く町内外にアピールし、イメージアップを図るために制作した越知町イメージキャラクター・よコジロー(以下「よコジロー」という。)のデザイン、ロゴマーク、コンセプトイラスト(以下「デザイン等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 よコジローのデザイン等とは、町が定めたデザイン等(別紙)及び町長が認めるその展開デザイン等のことをいう。

(使用の申請等)

第3条 よコジローのデザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ越知町イメージキャラクター使用申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合は、この限りでない。

- (1) 町が使用するとき。
- (2) 国又は高知県等の公的団体が使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 町内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (7) その他町長が使用について適当と認めたとき。

2 前項第1号から第5号に該当し、よコジローのデザイン等を新たに制作し使用する者、又は前条に定めるよコジローのデザイン等を改変して使用する者については、前項ただし書にかかわらず、あらかじめ越知町イメージキャラクター使用申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、前項第6号及び第7号に該当するときは、この限りではない。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めら

れるとき。

- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
  - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (5) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (6) キャラクターを第6条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
  - (7) その他町長が使用について不適當を認めたととき。
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、越知町イメージキャラクターデザイン等使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「承認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 3 使用者は、よこジローのデザイン等を改変して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) デザイン等を改変したい場合は、あらかじめ町と協議を行うこと。
  - (2) 完成したデザイン等は、JPEGデータ等により町に提出すること。ただし、町においてデザイン等を確認し、改変したデザイン等がよこジローのイメージを損なうおそれがあると判断した場合には、改変を承認しないものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 よこジローのデザイン等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) よこジローのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 定められたよこジローのデザイン等を正しく使用し、町長の承認なくデザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。
- (4) 使用する物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。
- (5) よこジローのデザイン等を自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録をさせないこと。
- (6) 使用者は、この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) キャラクター名を表記する場合は、「越知町イメージキャラクター『よこジロー』」又は「よこジロー」と表記すること。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ越知町イメージキャラクター使用変更申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更を承認するときは、承認通知書により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。

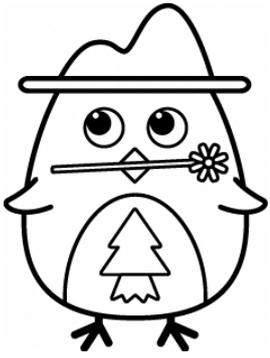
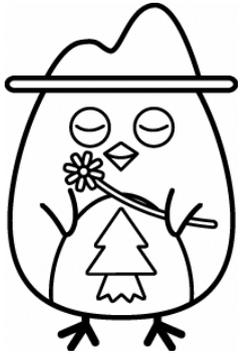
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消されたものは、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物品等を使用してはならない。
- 4 町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。  
(責任の制限)
- 第9条 町は、使用者がよコジローのデザイン等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 2 使用者は、よコジローのデザイン等の使用により越知町に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を越知町に賠償しなければならない。  
(使用状況の調査)
- 第10条 町長は、使用を承認したよコジローのデザイン等の使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は町長からの調査の通知を受けた場合は、よコジローのデザイン等の使用状況について町長に報告しなければならない。  
(その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

別紙(第2条関係)

よこジローのデザインと色彩

正面(カラー)	正面(単色)	飛ぶA(カラー)	飛ぶA(単色)
			
飛ぶB(カラー)	飛ぶB(単色)	【カラーの場合】	
		<p>●CMYKフルカラーの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ C:0 / M:0 / Y:0 / K:100</li> <li>□ C:0 / M:0 / Y:0 / K:0</li> <li>■ C:50 / M:0 / Y:100 / K:0</li> <li>■ C:25 / M:40 / Y:65 / K:0</li> <li>■ C:70 / M:0 / Y:0 / K:0</li> <li>■ C:0 / M:70 / Y:0 / K:0</li> <li>■ C:0 / M:0 / Y:100 / K:0</li> <li>■ C:75 / M:0 / Y:100 / K:0</li> <li>■ C:0 / M:0 / Y:30 / K:0</li> </ul>	
おち着くA(カラー)	おち着くA(単色)	●色指定の場合	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ BLACK</li> <li>□ WHITE</li> <li>■ PANTONE 368C</li> <li>■ PANTONE 465C</li> <li>■ PANTONE 2995C</li> <li>■ PANTONE 212C</li> <li>■ PANTONE 106C</li> <li>■ PANTONE 355C</li> <li>■ PANTONE 7499C</li> </ul>	
おち着くB(カラー)	おち着くB(単色)	【単色の場合】	
		<p>・単色指定の場合は指定色100%</p> <p>・モノクロの場合はスミ100%</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルカラー使用時に指定色以外の表示をしてはならない</li> <li>・変形をしてはならない(反転も禁止)</li> <li>・他の要素を加えてはならない</li> </ul>	



第1号様式(第3条関係)

## 越知町イメージキャラクター使用申請書

年 月 日

越知町長 様

使用者

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

印

越知町イメージキャラクター「よこジロー」を利用したいので、越知町イメージキャラクターの使用に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、越知町イメージキャラクター使用に関する要綱第4条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第8条の規定により使用承認を取消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

### 記

使用対象物件 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> よこジローデザイン <input type="checkbox"/> よこジローコンセプトイラスト <input type="checkbox"/> よこジローロゴマーク <input type="checkbox"/> デザイン等を改変して使用
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
使用目的	
具体的な内容 (製作(製造)予定数・サイズ・販売単価・販売場所・販売先・設置場所・配布場所等を詳しく記載)	
連絡先	担当者名 電話番号 FAX E-mail
添付書類	キャラクターのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等

第3号様式(第7条関係)

越知町イメージキャラクター使用変更申請書

年 月 日

越知町長 様

使用者

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

印

年 月 日付 第 号で承認を受けた越知町イメージキャラクターデザイン等の使用について、下記のとおり変更したいので、越知町イメージキャラクターの使用に関する要綱第7条の規定により申請します。

なお、越知町イメージキャラクター使用に関する要綱第4条第1項各号に該当すると認められた場合、又は第8条の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更理由	
連絡先	担当者名 電話番号 FAX E-mail
添付書類	変更後のキャラクターのデザイン等を使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等